

戸籍証明書等交付請求書(郵便請求用)

いわき市長

請求者はどなたですか。

平成 年 月 日

住所	
ふりがな氏名	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
電話番号	() 昼間連絡のとれる番号(携帯電話も可)
本人確認書類	請求には本人確認資料が必要です。請求者の氏名・住所等の確認できる書類の写しを添付してください。 運転免許証 保険証 外国人登録証 住民基本台帳カード その他()

何が必要ですか。

本籍	福島県いわき市		
筆頭者氏名	戸籍のはじめに記載されている方で、亡くなっていても変わりません。		
必要な証明書の種類と通数	種類と通数	抄本・身分証明書の場合、()に必要な人の氏名を記入	
	戸籍謄本 通	戸籍抄本 通 ()のもの	450円
	除籍謄本 通	除籍抄本 通 ()のもの	750円
	改製原戸籍謄本 通	改製原戸籍抄本 通 ()のもの	750円
	戸籍の附票全部 通	戸籍の附票一部 通 ()のもの	250円
	身分証明書 通 ()のもの 明・大・昭・平 年 月 日生	本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。	250円
その他 () 通			
筆頭者との係	本人 配偶者(戸籍に記載されている人_____の夫または妻) 直系尊属(戸籍に記載されている人_____の父母または祖父母) 直系卑属(戸籍に記載されている人_____の子または孫) その他(具体的に_____)...の『請求の理由』も記入してください。		

何に使われますか。

使用目的 (にチェックをつけてください)	<input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金手続 <input type="checkbox"/> 免許・許可申請 <input type="checkbox"/> 相続(被相続人_____の出生・婚姻までさかのぼった戸籍) その他(下の余白に具体的に記入してください。また記載内容について特に指定がある場合も詳しく記入してください。例: _____の兄弟姉妹全員(人)の記載があるものなど)
請求の理由 (関係が「その他」の場合)	筆頭者と請求者の関係をその他とした方は、次のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を詳細に記入してください。 <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他
権限確認書類	委任状 戸籍謄本等 登記事項証明書 その他()
提出先	

いわき市の戸籍で関係が確認できない方からの請求の場合は、関係が確認できる戸籍のコピーを同封してください。戸籍の附票及び身分証明書の料金は各市区町村によって異なります。

^注意
v偽り・その他不正な手段により交付を受けた場合は、三十万円以下の罰金に処せられます(戸籍法第百三十三条)。

戸籍証明書等交付請求書(郵便請求用)

いわき市長

記載例1

請求者はどなたですか。

平成 24 年 2 月 29 日

住所	東京都墨田区押上1丁目1-13
ふりがな氏名	うめもと たろう 梅本 太郎
生年月日	明治・大正・昭和・平成 40 年 12 月 12 日
電話番号	0246 (22) 1111 昼間連絡のとれる番号(携帯電話も可)
本人確認書類	請求には本人確認資料が必要です。請求者の氏名・住所等の確認できる書類の写しを添付してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 保険証 外国人登録証 住民基本台帳カード その他()

何が必要ですか。

本籍	福島県いわき市 平字梅本21
筆頭者氏名	梅本 一郎 <small>戸籍のはじめに記載されている方で、亡くなっていても変わりません。</small>
必要な証明書の種類と通数	種類と通数 抄本・身分証明書の場合、()に必要な人の氏名を記入
	戸籍謄本 各1通 戸籍抄本 通 ()のもの 450円
	除籍謄本 各1通 除籍抄本 通 ()のもの 750円
	改製原戸籍謄本 各1通 改製原戸籍抄本 通 ()のもの 750円
	戸籍の附票全部 通 戸籍の附票一部 通 ()のもの 250円
	身分証明書 通 ()のもの 250円 <small>(明・大・昭・平 年 月 日生 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。)</small>
その他 () 通	
筆頭者との関係	本人 配偶者(戸籍に記載されている人 _____ の夫または妻) 直系尊属(戸籍に記載されている人 _____ の父母または祖父母) <input checked="" type="checkbox"/> 直系卑属(戸籍に記載されている人 一郎 の子または孫) その他(具体的に _____)... の『請求の理由』も記入してください。

何に使われますか。

使用目的(にチェックをつけてください)	戸籍届出 パスポート 年金手続 免許・許可申請 <input checked="" type="checkbox"/> 相続(被相続人 一郎 の 出生・婚姻 までさかのぼった戸籍) その他(下の余白に具体的に記入してください。また記載内容について特に指定がある場合も詳しく記入してください。例: _____ の兄弟姉妹全員(人)の記載があるものなど) 亡父 一郎の出生から死亡までの戸籍各1通が必要です。
請求の理由(関係が「その他」の場合)	筆頭者と請求者の関係をその他とした方は、次のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を詳細に記入してください。 権利行使・義務履行のため 国又は地方公共団体の機関に提出するため その他
権限確認書類	委任状 戸籍謄本等 登記事項証明書 その他()
提出先	銀行

いわき市の戸籍で関係が確認できない方からの請求の場合は、関係が確認できる戸籍のコピーを同封してください。戸籍の附票及び身分証明書の料金は各市区町村によって異なります。

注意 偽り・その他不正な手段により交付を受けた場合は、三十万円以下の罰金に処せられます(戸籍法第百三十三条)。

戸籍証明書等交付請求書(郵便請求用)

いわき市長

記載例2

請求者はどなたですか。

平成 24 年 2 月 29 日

住所	東京都墨田区押上1丁目1-13
ふりがな氏名	うめもと たろう 梅本 太郎
生年月日	明治・大正・昭和・平成 40 年 12 月 12 日
電話番号	0246 (22) 1111 昼間連絡のとれる番号(携帯電話も可)
本人確認書類	請求には本人確認資料が必要です。請求者の氏名・住所等の確認できる書類の写しを添付してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード その他()

何が必要ですか。

本籍	福島県いわき市 平字三崎1-6
筆頭者氏名	磐城 一彦 <small>戸籍のはじめに記載されている方で、亡くなっていても変わりません。</small>
必要な証明書の種類と通数	種類と通数 抄本・身分証明書の場合、()に必要な人の氏名を記入
	戸籍謄本 1 通 戸籍抄本 通 ()のもの 450円
	除籍謄本 通 除籍抄本 通 ()のもの 750円
	改製原戸籍謄本 通 改製原戸籍抄本 通 ()のもの 750円
	戸籍の附票全部 通 戸籍の附票一部 通 ()のもの 250円
	身分証明書 通 ()のもの 250円 <small>(明・大・昭・平 年 月 日生 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。)</small>
その他 () 通	
筆頭者との関係	本人 配偶者(戸籍に記載されている人)の夫または妻 直系尊属(戸籍に記載されている人)の父母または祖父母 直系卑属(戸籍に記載されている人)の子または孫 <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に 妻 花子の兄)... の「請求の理由」も記入してください。

何に使われますか。

使用目的(にチェックをつけてください)	戸籍届出 パスポート 年金手続 免許・許可申請 <input checked="" type="checkbox"/> 相続(被相続人)の出生・婚姻までさかのぼった戸籍 その他(下の余白に具体的に記入してください。また記載内容について特に指定がある場合も詳しく記入してください。例: の兄弟姉妹全員()人の記載があるものなど)
請求の理由(関係が「その他」の場合)	筆頭者と請求者の関係をその他とした方は、次のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を詳細に記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input checked="" type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため その他 亡父 一郎の相続人確定のため、実妹 花子の戸籍が必要です。
権限確認書類	委任状 戸籍謄本等 登記事項証明書 その他()
提出先	法務局

いわき市の戸籍で関係が確認できない方からの請求の場合は、関係が確認できる戸籍のコピーを同封してください。戸籍の附票及び身分証明書の料金は各市区町村によって異なります。

注意 偽り・その他不正な手段により交付を受けた場合は、三十万円以下の罰金に処せられます(戸籍法第百三十三条)。